

(平成25年11月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から44年3月まで

私がA県の学校に通っていた昭和43年頃、実家のB県C市に住んでいた母が、当時の国民年金保険料は少額であったので、自身の保険料と一緒に私の保険料を毎月、D組織の集金人に納付してくれていたと思う。私の保険料の納付記録については、申立期間と異なる期間において、年金事務所の年金記録管理に誤りがあったこともあって、不信感があるので申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年頃に申立人の母が、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市において45年9月18日に払い出されていることが確認でき、このことと申立内容は符合しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、同手帳の発行日は前述の手帳記号番号の払出日と同日となっており、同手帳に記されている資格取得日は昭和45年1月15日となっていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人の母がこの手帳記号番号により申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、その母から国民年金手帳を渡されたことは無いと陳述している上、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるため、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関

与しておらず、申立人の母からそれらについて何も聞いていないと陳述している上、それらを行っていたとされる母は既に亡くなっており、当時の具体的な状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

私は、昭和44年2月*日に結婚し、A県B市に居住して半年又は1年ぐらいたった頃に、母から国民年金に加入するように勧められ、自身で同市役所に出向いて加入手続を行った。

その後、半年又は1年ぐらいいしてから、B市役所から過去の未納分の国民年金保険料を一括して納付できる旨のはがきが自宅に届いたので、C組織の集金人に手元にあった現金を渡して納付したと思う。

その際に納付した国民年金保険料の月額額は500円ぐらいだったと思うが、もらった領収証書は残っていない。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月25日にB市において夫婦連番で払い出されており、同市の昭和50年度の国民年金保険料検認一覧表によると、申立人は、昭和50年4月から同年6月までの保険料を同年8月に納付していることが確認できることから、同年8月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人が主張する加入時期と符合しない上、当該加入手続時点において、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、過去の未納分の国民年金保険料を一括して納付したとして、いることから、特例納付制度による納付が考えられるが、第1回特例納付制度（実施期間は、昭和45年7月から47年6月まで）実施時には、前述のように申立人は国民年金に未加入であり、加入手続時期（昭和50年8月頃）の半年後又は1年後には、第2回特例納付制度（実施期間は、昭和49年1月から50

年12月まで)は既に終了しており、また、第3回特例納付制度(実施期間は、昭和53年7月から55年6月まで)はまだ実施されておらず、特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、過去の未納保険料をC組織の集金人に一括して納付したとしているが、B市によると、集金人は、現年度保険料以外は取り扱っていなかったとしている上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿及び同市民生部国民年金マスターカードによると、申立期間の国民年金保険料はいずれも未納とされていることが確認できる。

加えて、申立人は、B市に居住しているときに国民年金の加入手続を行い、過去の未納分の国民年金保険料を納付したとしていることから、申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地における昭和44年4月から46年3月までの払出しについて縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年3月まで

私は、申立期間当時は実家に住んでおり、同居の母が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も自身の保険料と一緒に自宅に来ていた集金人に納付してくれた。

申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年9月24日にA県B市において払い出されたことが確認できるところ、同払出簿において、申立人と同日に手帳記号番号が払い出されている52人のうち、在学中などを理由に記号番号を取り消されている者が13人、全ての期間が未納となっている者が9人いることから、申立人の手帳記号番号は、加入手続によらず職権で払い出された状況がうかがえる。

また、上記国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるものの、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、それらを担っていたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立人に係る加入手続の状況及び申立期間当時の保険料納付についての具体的な状況は不明である。

さらに、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿の納付等記録欄を見ると、申立期間は未納であることを示す空白となっていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、昭和47年3月に会社を退職後、A大学の学生となり、B県C市D区へ住民票を移した同年4月頃に、同区役所において国民年金の加入手続も行った。

国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、大学近くの郵便局で定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C市D区へ住民票を移した昭和47年4月頃に、同区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は定期的に納付していた。」と申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月16日にC市D区において払い出されており、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者に係る記録及び申立人の付加保険料の納付申出日から、国民年金の加入手続は50年12月頃に行われたものと推認でき、加入時期について申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和47年4月から48年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、同年10月から50年3月までの保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人から過年度納付したことをうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行った

が、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は3年に及んでおり、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間に係る保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6627（兵庫国民年金事案 474 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から44年7月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したので、前回、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に、記録を訂正してほしいと申し立てたが、認められなかった。

しかし、私の所持する年金手帳の「国民年金の記録」の欄に申立期間に被保険者であったことが記載されており、この期間の国民年金保険料が未納であるとされていることに納得できない。

今回、申立期間の国民年金保険料を私と一緒に納付していた隣人のご子息から提供いただいた隣人の保険料納付に係る資料を提出するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の国民年金保険料をA組織の集金人に納付し、その集金人が所持する画用紙を折ったようなものに申立人の印を押していたと主張しているが、B県C市によると、申立期間当時、納付組織が存在し、保険料を集金していたことは事実であるものの、保険料の徴収の際には、国民年金手帳に市役所の検認印を押すなどの収納の証拠を残していたはずであるとしており、申立人の主張と相違すること、ii) 申立人には、申立期間において国民年金手帳を所持し、使用していた記憶が無いことなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成20年9月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を自身と一緒に納付していたとする隣人の保険料の納付記録を資料として提出するとともに、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」の欄に、「被保険者とな

った日」及び「被保険者でなくなった日」の日付が明記されていることをもって、申立期間の保険料を納付していた証拠である旨主張している。

しかしながら、提出された隣人の国民年金保険料の納付に係る資料については、申立人に係る申立期間の保険料納付をうかがわせるものではない上、当該隣人は既に死亡しており、申立期間当時の納付状況について陳述を得ることはできない。

また、申立人が主張する年金手帳の「国民年金の記録」の欄における「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」に記載された日付は、国民年金に加入した日及び喪失した日であり、これが国民年金保険料の納付の事実を示すものではない。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿及び申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人の陳述からも申立期間の保険料の納付をうかがわせる新たな事情は見当たらなかった。

そのほかに兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。